

合意書

●●(以下甲という)及び●●(以下乙という)は、隣接する別紙物件目録記載の乙の所有する土地の境界線(以下双方の土地の境界線という)からの、甲の所有する土地への甲の建物の外壁後退距離に関する紛争解決について、以下の通り合意する。

第1条 外壁後退距離

双方の土地の境界線から甲が建築する建物の外壁後退距離は、民法第234条1項に規定する距離とする。

第2条 紛争和解事項

甲は、前条に規定する外壁後退距離に満たない距離にて、一旦、建物の建築に着手(以下本件紛争という)したことを認め、以下の通り和解する。

- 一.本件紛争和解金として、金100,000円也を乙に一括して支払う。
- 二.甲は、自己の費用負担にて、現在工事中の建物の外壁後退距離を前条に合意する距離に満つるよう、工事の変更を行う。

第3条 異議申し立ての禁止

当事者は、前条による和解事項を承認し、本合意書締結の後は、本件紛争について、何らの異議申し立て、訴訟の提起、行政機関への陳情、並びに名目の如何を問わず金員の請求を行なわないものとする。

以上

平成28年2月26日

甲

乙

別紙

物件目録

甲の土地の表示

所 在
地 番
地 目
地 積

乙の土地の表示

所 在
地 番
地 目
地 積